

令和5事業年度 社会福祉法人周南市社会福祉事業団事業計画

1 事業目的

- (1) 周南市社会福祉事業団が設置する次に掲げる社会福祉施設の経営を行う。
 - ① 老人福祉施設 特別養護老人ホームつづみ園
 - ② 老人福祉施設 つづみ園デイサービスセンター
- (2) 周南市から管理委託を受けた次に掲げる社会福祉施設の経営を行う。
 - ① 老人福祉施設 周南市須金老人デイサービスセンター
 - ② 老人福祉施設 周南市大津島老人デイサービスセンター
 - ③ 老人福祉施設 周南市軽費老人ホームきずな苑
- (3) 公益を目的とする事業として次に掲げる事業を行う。
 - ① 居宅介護支援事業 つづみ園居宅介護支援事業所
 - ② 地域包括支援センター つづみ園地域包括支援センター

2 計画の概要

(1) 法人本部（事務局）

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号（つづみ園1階）

イ 目的

社会福祉法人としての固有事務（評議員会・理事会の開催、予算・決算など）を適正に処理するとともに、各関係機関との連絡調整を図り、効率的かつ有機的な事業団の管理運営に努める。

◎ 重点目標

- (ア) 社会福祉法人制度に基づき、評議員会及び理事会の運営を適切に行い、経営組織のガバナンス強化を図る。
- (イ) つづみ園を中心とした経営基盤を安定強化した軌道に乗せる。
- (ウ) 人材を確保・育成し、定着するような取組みに努める。
- (エ) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の役割を果たす。

◎ 基本事項

- (ア) 自立的で活力のある事業団経営を推進し、効率的な自主運営に努める。
- (イ) 利用者の立場に立ったサービスの質の向上に努める。
- (ウ) 職員の意識改革及び質の向上に努め、研修を充実させ、専門性の強化を図る。また学校訪問等を行い、優秀な人材の確保に努める。
- (エ) 地域における公益的な取組みをより一層、推進させるよう努める。

令和5年度 月別事業計画

事務局

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	人事異動	日常業務
	定期昇給事務	施設長会議 毎月第1週
	事業団委託契約事務	月次報告書提出 毎月10日
	決算事務	試算表提出 毎月末
	事業団年金事務	賃金支払 毎月15日
5	決算事務, 決算監査	給与支払 毎月21日
	共済会役員会	税等支払 毎月10日
6	理事会 (決算承認)	社会保険料等支払 毎月末
	定時評議員会 (決算承認) 夏期期末勤勉手当支給	
7	県内事業団連絡協議会 (山口県) 社会保険料調整事務	
8	機関紙「たらちね」発行	
9	職員研修	
10	全事協中国・四国ブロック会議 (松山市)	
11	理事会 (補正予算等)	
	全事協全国大会 (千葉県)	
	全事協中国・四国ブロック研修会 (山口県)	
12	年末調整事務	
	冬期期末勤勉手当支給	
1	自己申告書提出	
2	職員研修	
3	理事会 (新年度予算等)	
	契約等審査会の開催	
	勤務評定	
	共済会事業計画	

(2) 特別養護老人ホームつづみ園

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号

イ 定員 120人(短期入所生活介護10人含む)

ウ 目的

介護保険法における要介護状態にある者に対し、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護福祉施設(生活支援)サービスを提供することを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 安定した運営確保の為に、空き部屋期間の短縮を図る等、入居者の年間平均充足率98.0%(短期入所生活介護は95.0%)の維持に努める。
- (8) ユニットケアの理念(暮らしの継続)を基本に、その充実・推進を図り、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を築き、より自律的な日常生活を営むことができるように支援する。
- (9) 新型コロナウイルス等の感染症に関する最新の知識の収集に努め、防止対策の重要性並びに予防策等を職員に周知徹底し、常に安全・安心な生活環境が提供できるよう努める。

◎ 基本事項

- (7) 入居者個別の24時間シートの活用により、一人ひとりの生活リズムに合わせたケアプラン(支援計画)を作成し、そのケアプランに基づいたサービスを提供する。また、ケアプランは担当職員への周知徹底を図り、統一したケアサービスの提供に努める。
- (8) 栄養ケアマネジメント(個別の栄養ケア計画と栄養管理)体制を堅持し、多職種協議のもと入居者の状態に応じた豊かで、尊厳ある食生活を通じて入居者の健康維持に努める。
- (9) 入居者一人ひとりのニーズに沿って生活リハビリを中心とした個別の機能訓練計画書を作成・実施し、心身機能の維持向上に努める。
- (10) 健康及び衛生管理に留意し、感染症予防に努めるとともに、入居者の容態の変化には最善の注意を払い、早めの対応に努める。
- (11) 環境整備や設備の維持・改善を図り、防災及び事故防止等安全の確保に努める。
- (12) 介護老人福祉施設職員としての自覚と心構えを醸成し、内外の職員研修会や各種委員会などを通じて、専門的知識の習得及び介護技術の向上に努める。
- (13) 関係機関や併設施設との連携を強化し、介護老人福祉施設としての機能・役割を發揮し、地域の福祉拠点となるように努める。
- (14) 看取り介護を実施するにあたり、多職種協働で連携を取りながら、入居者家族の理解を得るとともに職員の研修実施や地域住民への周知を図り、その充実に努める。

令和5年度 月別事業計画

特別養護老人ホーム つづみ園

月	行事内容	定例業務
4	花見	【日常介護・生活援助】 起床, 洗面, 整容, 排泄, 食事, 入浴 離床, 就寝, 清掃, 洗濯, 生活相談 健康相談, 機能訓練, 通院・送迎援助 【定例業務】 嘱託医師診察 週2回 歯科医師往診 週1回 郷土料理の日 月1回 理美容サービス 月1回 【会議・委員会関係】 行事予定・職員会議 月1回 ユニットリーダー会議 月1回 ユニット会議(ユニット別) 月1回 主任等会議 月1回 個別カンファレンス 随時 事故防止検討委員会 月1回 身体拘束適正化委員会 月1回 感染症対策・衛生委員会 月1回 医療的ケア対策推進委員会 月1回 褥瘡予防対策委員会 月1回 看取りケア委員会 月1回 高齢者虐待防止委員会 月1回 排泄・広報・サービス向上委員会 随時 苦情解決委員会 随時 【その他】 介護相談員来園 月1回 コーラスを聴く会, 生花・習字教室 月1回 傾聴他各種ボランティア 月1回
5	新茶会 菖蒲湯	
6	つづみ祭 防災訓練	
7	七夕飾り	
8	納涼祭(物故者供養・盆踊り) 理美容ボランティア	
9	敬老祝賀会 彼岸供養・法話	
10	防災訓練	
11	紅葉狩り	
12	年末供養・法話 クリスマス会 餅つき 理美容ボランティア	
1	お年始会 初釜 鏡開き	
2	節分豆まき	
3	ひな祭り喫茶 彼岸供養・法話 家族会 防災訓練	

(3) つづみ園デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 定員 40人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (ア) 目標利用率75%(30人/日)達成のため、利用者増に向けてデイサービスの様子や特色などを掲載した機関紙を発行する等PRに努める。
- (イ) 利用者、家族及び居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス事業者等と連携に努め、利用者の状態に応じたサービスの提供に努める。
- (ロ) 機械浴設置のデイサービスという特色を生かし、中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅での生活が維持できるよう、その家族や関係機関との連携を図りながら支援する。
- (ハ) 認知症ケア、生活機能改善、リハビリ機器を用いた機能訓練等に積極的に取り組み、特色あるデイサービスの運営を図る。
- (ニ) 利用者及び職員の感染リスクの低減に努め、感染症予防対策を徹底しサービスを提供する。

◎ 基本事項

- (ア) 利用者及び家族のニーズに基づいた個別通所介護計画を作成し、その評価を常に行い、満足度の高いサービスの提供に努める。
- (イ) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努める。
- (ロ) 健康及び衛生管理に留意するとともに、利用者の容態には最善の注意を払い、変化のあった時は早めの対応に努める。
- (ハ) リハビリ機器等設備の積極的活用により、運動器の機能向上を図り、利用者の自立支援、介護予防に努める。
- (ニ) 認知症加算算定に伴い、利用者に対して認知症の予防、症状の改善、緩和を図る。
- (ホ) 満足度調査(アンケート)を実施し、利用者や家族からの要望や苦情に対して迅速に対応するとともに、ヒヤリハットや事故等の再発防止会議を行い、安心、安全かつ快適なサービスの提供に努める。
- (ヘ) 福祉施設職員としての自覚と心構えを醸成し、内外の職員研修会や会議を通じて専門的知識及び介護技術の向上に努める。
- (ト) 地域に開かれたデイサービスセンターとして地域との交流を促進するとともに、ボランティアや研修生を積極的に受け入れる。
- (チ) 事業運営を円滑に行うため、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健・医療・福祉の関係事業所との連携強化に努める。

令和5年度 月別事業計画

つづみ園デイサービスセンター

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	お花見会	(1) 通所介護事業 (毎日)
5	新緑お茶会	(2) 総合事業通所介護事業 (毎日)
6	つづみ祭	(3) 自立支援通所介護事業 (毎日)
7	七夕会	健康チェック
8	クールデイ 納涼祭	機能訓練
9	敬老祝賀会	口腔機能訓練
10	防災訓練 (特養つづみ園と合同) 運動会	食事サービス
11	文化祭	入浴サービス (介助浴・特別浴)
12	クリスマス会 ゆず湯	※原則上記 (1) 及び (2)
1	初詣ドライブ 初釜	送迎サービス
2	節分祭	脳トレ体操 (認知症ケア)
3	ひな祭り 防災訓練 (特養つづみ園と合同)	日常生活上の援助
		(4) 日常業務
		アクティビティサービス 毎 日
		健康相談 随 時
		環境整備 月1回
		家族への状況報告 随 時
		(5) 会議関係
		ミーティング 毎 日
		ケース会議 月1回
		行事予定会議 月1回
		職員会議 月1回
		衛生委員会 月1回
		栄養管理委員会 月1回
		サービス担当者会議 随 時
		(6) その他
		介護相談員来所 月1回
		ボランティア来所 随 時

(4) 周南市須金老人デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市大字須万2488番地

イ 定員 15人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 地域高齢化率が71.5%と進行している中、利用要件を満たすもサービスを利用されていない方がいると思われるため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、民生委員等と協働し施設の紹介並びに利用促進に努め、目標利用率30%（4.5人/日）達成を目指す。
- (8) 地域密着型施設として、地域との連携及び交流を図りつつ、各関係団体代表委員から構成される「運営推進会議」で、活動状況報告や評価を受け、必要な要望、助言を聴き実情に合った経営、運営を遂行する。
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業の施策の基、利用者が有する身体機能に応じ自立した日常生活を営むことができるための、運動器機能の維持を目指した各種サービスを提供する。

◎ 重点事項

- (7) 個別通所介護計画に基づき、利用者や家族のニーズに基づいた介護サービスを提供するにあたり、関係機関との連携を図り、常に質の評価を行い、サービスの向上に努める。
- (8) 健康及び衛生管理に留意し、利用者の容態の変化には細心の注意を払い、心身の機能低下等が見受けられた場合、家族や掛かり付け医との連携を図り、早期対応に努める。
- (9) リハビリ機器等の積極的活用や、リハビリを兼ねたレクリエーション等の実施により、運動器機能向上を図るとともに、日常生活に順応できる介護予防・自立支援に努める。
- (10) 地域諸団体との関わりを密にしながら、利用者が住み慣れた地域での生活が維持できるよう生活支援に努める。
- (11) 過疎、高齢化が顕著な地域の特性に対応できるよう、実情にあった専門的知識及び介護技術向上に努める。

令和5年度 月別事業計画

須金デイサービスセンター

月	行事内容	定例業務
4	お花見会	(1) 地域密着型通所介護事業（毎日） (2) 総合事業通所介護事業（毎日） (3) 自立支援通所介護事業（毎日）
5	ミニ・レクリエーション会	[各事業共通サービス] 機能訓練
6	防災訓練	口腔機能訓練 食事サービス
7	七夕会 須磨小学校児童との交流会	入浴サービス（介助浴，特別浴） ※原則上記（1）及び（2）
8	クールデイ	送迎サービス 日常生活上の援助
9	敬老お祝い会	健康チェック
10	ミニ・レクリエーション会Ⅱ	(4) 日常業務 ミーティング 毎日
11	須磨小学校児童との交流会	職員会議 月1回 ケース会議 月1回
12	クリスマス会 ゆず湯	サービス担当者会議 随時 施設内外一斉消毒
1	新年お祝い会	運営推進会議 年2回
2	節分	
3	ひな祭り	

(5) 周南市大津島老人デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市大字大津島221番地

イ 定員 15人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 地域高齢化率が約80%となっているが、利用要件を満たしていながら、サービスを利用されていない方が相当数いると思われるため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、民生委員等と協働し、施設の紹介並びに利用促進に努め、目標利用率36%（5.5人/日）の達成を目指す。
- (8) 地域密着型施設として、その活動状況や評価を受けるため各関係団体代表委員から構成される「運営推進会議」を設置し、必要な要望、助言等を聴き実情に合った経営、運営を遂行する。
- (9) 島内唯一の福祉施設として、福祉に関する多様な相談に対応し、また地区行事にも積極的に参加するなど、地域との連携及び交流を図りつつ、地域に開かれたデイサービスの運営に努める。

◎ 基本事項

- (7) 利用者や家族の要望を踏まえ、機能訓練やレクリエーション並びに集団活動のメニューを充実し、身体機能の維持向上に努める。
- (8) 掛かり付け医や家族との連絡を密にし、通院や服薬等の助言・見守り等を行い、利用者の健康管理に努めるとともに、健康状態等に変化が生じたときは迅速な対応に努める。
- (9) 地域密着型施設としての機能を果たしつつ、自治会をはじめとする各種地域団体、及び利用者相互の交流等を通じて、社会的孤立感の解消に努める。
- (10) 作業療法を兼ね、趣味として自宅でも出来るような手芸活動等を行い、生きがい対策の一助となるよう努める。
- (11) 送迎車輛の運行は安全運転に努め、順路の工夫や車内での快適な雰囲気作りに努める。
- (12) 島内で唯一の福祉施設として、介護に関する技術や知識等に加え、日常生活に関する多様な相談にも対応できるよう、職員の資質の向上及び専門性の確立を図る。

令和5年度 月別事業計画

大津島デイサービスセンター

月	行事内容	定例業務
4	お花見会	(1) 地域密着型通所介護事業 (毎日)
5	母の日イベント 防災訓練	(2) 総合事業通所介護事業 (毎日)
6	父の日イベント	(3) 自立支援通所介護事業 (毎日)
7	七夕会	[各事業共通サービス]
8	クールデイ	機能訓練
9	敬老お祝い会 防災訓練	口腔機能訓練
10	ハロウィンパーティー	食事サービス
11	作品展示会	入浴サービス (介助浴, 特別浴)
12	クリスマス会 ゆず湯	※原則上記 (1) 及び (2)
1	新年会 防災訓練	送迎サービス
2	節分豆まき	日常生活上の援助
3	ひな祭り	健康チェック
		(4) 日常業務
		ミーティング 毎日
		職員会議 月1回
		ケース会議 随時
		サービス担当者会議 月1回
		運営推進会議 年2回

(6) 周南市軽費老人ホームきずな苑

ア 設置場所 周南市速玉町3番16号

イ 定員 50人(夫婦部屋5室, 単身部屋40室)

ウ 目的

60歳以上(夫婦等で入居する場合は、いずれかが60歳以上)の高齢者であって、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者が低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

◎ 重点目標

(ア) 施設の情報提供や広報活動を積極的に行い、空き部屋解消に努める。

(目標充足率70% 35人)

(イ) 施設の老朽化により、指定管理者として適切な管理運営を行う上で、市の施設分類計画に沿った設備等の維持管理に努める。

(ウ) 入居者の身体状況の個人差が顕著になりつつあるため、日頃から家族との連絡・連携を図るとともに、身体状況等に応じた日常生活へのアドバイスや福祉サービス・用具等の紹介・相談等を行い、自立した日常生活が送れるよう努める。

◎ 基本事項

(ア) 嘱託医、掛かりつけ医並びに家族との連携を密にし、通院や服薬等の助言・見守り等を行い入居者の健康管理に努めるとともに、健康状態等に変化が生じたときは迅速な対応に努める。

(イ) 災害、事故防止のため定期的に避難訓練等を行い、日常の生活習慣の中に定着するよう努める。

(ウ) 高齢化する中での生きがい対策として、四季折々の行事等を積極的に実施する。

(エ) 日常生活動作等の低下により、日常生活用品の購入・運搬に苦勞される入居者が増えたため、移動販売を促進し利便性の向上に努める。

(オ) 施設の機能を地域社会に開放し、学校教育での老人福祉の実践研修の場として、各小中学校の体験学習の場を提供する。

(カ) 楽しく食事をしていただくために、定期的に嗜好調査を実施し献立に反映するとともに、入居者の咀嚼・嚥下状態等も考慮し、健康で元気な毎日を送れるような食事の提供に努める。

(キ) 各種研修等に積極的に参加し、職員の資質向上を図り、入居者処遇の向上に努める。

(ク) 感染症対策として、マスクの着用、手洗い、アルコールによる手指消毒や密を避け定期的に換気を行い感染予防に努める。

令和5年度 月別事業計画

きずな苑

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	お花見会 きずな会総会	日常的業務 朝の集い（ラジオ体操・竹踏み等） 毎日 午後の活動（手芸・脳トレ等） 毎日
5	端午の節句の集い 喫茶開設記念行事	健康相談日 月2回 居室冷蔵庫内点検 月2回 居室トイレ点検 月2回
6	夜間避難訓練	血圧・体重測定 月1回 検尿 年1回 防災訓練 月1回
7	七夕会 かき氷	苑内清掃 月1回 居室電気検針 月1回
8	納涼の集い	
9	敬老祝賀会	会議・委員会関係
10	胸部レントゲン検診	職員会議 月1回 ケース会議 月1回 栄養管理委員会 月1回
11	インフルエンザ予防接種	給食協議会 月1回 事故発生防止委員会 3月1回 感染症対策委員会 3月1回 身体拘束廃止委員会 3月1回 高齢者虐待防止委員会 3月1回 苦情解決委員会 随 時 入居検討委員会 随 時
12	クリスマス会 忘年会 餅つき	
1	お年始会 七草粥 鏡開き どんど焼き 初釜	その他 喫茶コーナー 月1回 選択食 月2回
2	節分豆まき	誕生会 月1回 旬の県産農産物の日 月1回
3	ひな祭り会 夜間非常通報訓練	

(7) つづみ園居宅介護支援事業所

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 利用対象者

介護保険法における要支援状態または要介護状態にある65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の者(第2号被保険者)であって、その原因が介護保険で定める特定疾病によって生じた者。

ウ 目的

介護保険法における要支援状態又は要介護状態にある者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援及び介護予防支援を行うことを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 安定した事業運営のため、職員5名の体制において月150件以上のケアプラン作成に努める。
- (4) 各種研修に積極的に参加するとともに、週1回、サービス提供にあたっての留意事項に係る伝達や利用者に関する情報の共有及び対応についての検討を目的とした会議や勉強会を行い、より質の高いケアプランを提供できるように努める。

◎ 基本事項

- (7) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療・福祉サービスが、利用者の選択に基づき多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- (4) 居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の視点に立ち、自立支援の為のプランを作成するとともに、利用者に提供される介護サービス及び介護予防サービスが特定の種類又は特定の居宅サービスに偏することのないよう公正中立に行うよう努める。
- (9) 利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になり、病院もしくは介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、主治医やサービス事業者に意見を求める等して病院もしくは介護保険施設への紹介等の便宜を図る。
- (5) 事業運営を円滑に行う為、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

(8) つづみ園地域包括支援センター

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 利用対象者

地域で生活するあらゆる高齢者やその家族、また地域での生活を円滑にするために必要なさまざまな関係機関。

ウ 目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護・保健・医療の様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的とする。

◎ 基本機能

- (ア) 地域のさまざまな相談に総合的・重層的に対応しネットワークを構築する。
- (イ) 介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務を行う。
- (ウ) 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務を行う。
- (エ) 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
- (オ) 地域包括ケアに向けて新たな介護予防事業や包括的な支援事業の役割を担う。

◎ 運営にあたっての留意事項

- (ア) 介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営に努める。
- (イ) 地域とのつながりを確保しながら、地域の実情や特性を踏まえ、柔軟な事業運営に努める。
- (ウ) 各専門職種が互いの業務理念や情報を共有し、連携・協働の体制を作り上げ、チームとして業務全体を行っていくように努める。
- (エ) 高齢者が自分らしい生活を継続できるように、常に当事者の最善の利益を図るための支援に心がける。
- (オ) 権利擁護の視点に立ち、高齢者の様々な権利実現や権利侵害についての知識や理解を常に深めていくように努める。
- (カ) 相談者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法や各自治体の定める条例などを踏まえ、適切な手順に則って業務を遂行するように努める。
- (キ) 保健・医療・福祉の専門職や、市内にある他の地域包括支援センターとも連携を図り、情報の共有、事例の分析など、業務遂行の円滑を図る。
- (ク) 専門的な知識、技術の向上を常に目指し、事業運営に寄与できるように努める。

◎ 具体的活動計画

活動目標

地域包括ケアシステムの中で地域包括支援センターの役割を認識し、専門性を活かして一人でも多くの高齢者が安心して住める地域づくりに貢献する。また、地域支援事業はこれまで以上に力を入れる。

(ア) 総合相談・支援事業

・対応困難ケースには、各専門職種が計画的に根気よく介入し、必要に応じて個別地域ケア会議を活用し対応するように努める。

- ・生活を支える関係者によるネットワーク等で関係機関との連携を充分行い、地域に出向き問題把握に努める。
 - ・民生委員定例会や、福祉員研修など地域の集会などに積極的に参加し包括事業や総合事業の周知を図り、地域内の課題にも取り組む。
- (イ) 権利擁護事業
- ・サロンなどで、多くの人に権利擁護の啓発推進を行う。
 - ・高齢者の消費者被害に、迅速に対応できるように日頃から啓蒙や見守りを行う。
 - ・虐待の相談窓口の周知と行政との連携強化を図る。
- (ロ) 介護予防ケアマネジメント事業
- ・介護予防プランは月平均 260 件を維持し、より具体的な予防プランを作成し本人の自立に寄与する。
 - ・多様なサービス利用が、効果的に結び付くように努める。
- (ハ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・ケアマネジャーに対する支援は個別地域ケア会議を活用し、継続的に行う。
 - ・市、他包括と協働し、市内のケアマネジャーの資質向上研修会の企画・開催・参加を継続的に行う。
 - ・総合事業での委託プランのアセスメント支援を引き続き行う。
 - ・事業所や医療機関その他の機関とは「顔の見える関係」を念頭に、スムーズな連携に努める。
- (ニ) 地域ケア会議の開催
- ・個別地域ケア会議を随時開催し、積み重ねることで個別の事例解決とニーズの集約を図り、圏域の地域ケア会議に繋がるよう努める。
 - ・個別地域ケア会議はセンター内の連携を図りつつ、年6回の開催を目指すよう努め、専門職の助言が必要なときには、専門職を交えて会議を開催する。
- (ホ) 在宅医療・介護連携の推進
- ・在宅医療介護連携の各種会議に参加し、周南市の医療介護連携の推進に寄与する。
- (ヘ) 認知症施策の推進
- ・認知症初期集中支援チームと連携を図り、地域の認知症高齢者への対応調整を推進する。
 - ・認知症地域支援推進員としての活動を、市・他包括と連携し検討する。
- (ヘ) 生活支援体制整備事業
- ・生活支援サービスの体制整備に向け協議体の設置に積極的に関わり、後方支援を行う。
- (コ) その他
- ・上記事業を遂行するうえで包括内外の研修は必要不可欠で、リモートも活用し積極的に参加することで職員の資質向上を図り、事業遂行するように努める。